

決定 8 号（フジテレビ）

1999（平成11）年3月17日
放送と人権等権利に関する委員会決定第8号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 A大学ラグビー部員と家族
被申立人 株式会社フジテレビジョン（フジテレビ）

・申立に至る経緯

1997年11月、都内のカラオケボックスで、19歳の女性を集団で暴行したとして、A大学のラグビー部員5名が、98年1月20日、婦女暴行容疑で逮捕された。更に他大学の学生を含む3名が、その後逮捕されたが、2月9日、被害者との間で示談が成立、告訴が取り下げられたため、全員が処分保留のまま釈放になり、その後起訴猶予処分となった。このうちA大学ラグビー部の2年生部員2名とその家族合わせて7名が、「2人は暴行行為に加わっていなかったにもかかわらず、暴行犯人として放送されたため、本人だけでなく家族の名誉が著しく損なわれた」として、6月25日、フジテレビに対する権利侵害の申立を、本委員会に行った。

・申立人の申立要旨

容疑事実が未確定な逮捕直後から、実名、顔写真を放映するとともに、字幕並びにキャスター、リポーター、ゲストコメンテーターらの解説及びコメントにより、あたかも申立人の学生2名（以下「申立人2名」という）が、集団レイプの共犯者であると断定的、もしくは誘導的に、繰り返し繰り返し報道され、家族を含む申立人全員は著しく名誉を毀損され回復しがたい打撃を被った。

1 . 番組・放送日

「めざましテレビ」	1月20日
「おはようナイスデイ」	1月20日、1月21日、1月22日
「ビッグトゥデイ」	1月21日、1月22日
「ザ・ヒューマン」	1月21日
「スーパーナイト」	1月25日

2 . 放送内容

上記番組のうち1月21日の「おはようナイスデイ」から、具体的な問題点を指摘する。

事実と異なる報道

- ・「集団で性的暴行をはたらいた疑いが強まり逮捕」と報道しているが、申立人2名は身に覚えのないことであり、事実無根の報道である。
- ・「全員が犯行を認めている」と報じているが、事実無根である。
- ・「力づくで、しかも集団で、一人の女性を襲い」と報道しているが、事実無根である。

演出と誘導による断定報道

- ・「アルバイト先で、19歳OLをレイプ A大ラグビー部5人 集団暴行容疑で逮捕」としながら、「容疑」の文字を意識的に小さくした作為的なタイトルを使用、バックに印象的な音響効果を入れ、「何とも卑劣な犯行が明らかになりました」とのコメントなどで、レイプ犯であることを強調している。
- ・「力づくで、しかも集団で、一人の女性を襲い、その犯行現場となったのは、ラグビー部員のアルバイト先、カラオケボックスでした」などと断定している。
- ・「部屋の中で、女性がどんなに大きな声を上げて助けを求めているとしても、おそらく外の人には気づかれなかった」などとリポートし、あたかも犯罪がこのように行われたと連想されるような構成になっている。
- ・学生達に「5人に言いたいことって」という問いかけ方で、あたかも逮捕された5名の犯罪が確定しているような取材内容を放送している。
- ・「ラガーマンとは思えないですね」と司会者がゲストに誘導的な質問をし、ゲストは、明らかに学生達を犯罪者としてコメントしている。

顔写真と実名の乱用

16分間の番組の中で、顔写真、実名を計8回も放映しているのは異常な

報道といわざるを得ない。容疑が確定する前に、レイプ犯との印象を与え、肖像権の侵害であり、名誉を毀損している。

・被申立人の答弁要旨

1. 当該各番組は、申立人2名を含むA大学ラグビー部員5名(その後8名に増加)が、都内のカラオケボックスで、19歳のOLを集団で暴行した容疑で警視庁に逮捕された事実を、「容疑を認めている」ことを含めて、警視庁の発表に基づいて放送したものである。また、警察からの取材以外にも、現場となったカラオケボックスの従業員や容疑者らの友人、大学関係者など、可能な限りの取材を行っている。

報道機関においては、逮捕が捜査機関から独立した裁判官の発する令状に基づいて執行される(その意味で容疑がある程度客観的に確認されたと考える)ことに鑑み、公共性・公益性を踏まえて、逮捕の時点から実名報道を行うのが原則となっており、本件放送もこれに基づいて行ったものである。放送においては、申立人2名が、上記容疑で逮捕されたという客観的な事実を放送したのみで、各番組とも氏名には「容疑者」という容疑者呼称を付し、容疑事実についても「容疑で逮捕」、「の疑いがもたれている」と客観的に放送したものであり、犯人と断定的な放送はしていない。

本件における実名及び顔写真の報道については、事件の重大性、社会的影響の大きさに鑑みるならば妥当なものといえる。

なお、本件はその後、被害者とされる女性がラグビー部員側との示談に応じ告訴を取り下げたため、申立人ら8名は処分保留のまま釈放されているが、この事実についても、3回にわたって放送しており、申立人に不利な事実のみを放送したのではない。

2. 「おはようナイスデイ」(1月21日)の放送について

当該番組は、申立人2名が容疑者として逮捕されたことを明確に述べた上で放送しており、容疑の内容が確実であるとか、間違いのない事実などとは断定していない。放送はあくまで容疑者と断った上で放送しており、起訴は当然とか、有罪は確実などとは一切言っておらず、犯人ときめつけてはいない。本件においては、有名大学の有名スポーツ部員らが容疑者となっていること、場所がカラオケボックスという視聴者の身近な場所であることなどから社会的関心も高く、そのような意味で公益性・公共性も高く、実名及び顔写真の放送が必要な案件であった。

以上の通り、当社の報道は、正当かつ十分な取材に基づいて客観的に放送

したものであり、何ら申立人の人権を侵害したのではなく、又、肖像権侵害をしているものではない。

・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画のすべてを視聴し審理した。また、申立人と被申立人双方の意見を聴取した。（申立人は弁護士同席）

1．事実誤認について

申立人は「2人は本件レイプ容疑事件に関与していないにもかかわらず、容疑を認めているなどと断定的に報道され、名誉を著しく毀損された」と主張している。これに対してフジテレビは、「警視庁の発表に基づいて放送したものであり、放送内容に事実誤認はない。犯人と断定するような放送はしていない」と反論している。

申立人が主張している「レイプをしていない」との点については、示談書も、申立人2名が直接姦淫行為に及んでいなかったことを認めており、また本事件に計画性があったかどうかについても疑問が残る。これらの点につき、フジテレビは、姦淫行為がなかったとしても事件に関与していたことは明らかであり、計画性についても捜査当局の取材に基づいている、との見解を示している。

このように申立人とフジテレビとの主張には大きな食い違いがみられるが、本委員会には強制的調査権がないこともあって、申立人の主張する「レイプ容疑事件に関与していない」との事実関係を解明することは出来なかった。

なお、本委員会は、可能な限り事実関係を明らかにするため、本件被害者にも協力を求めたが回答を得られなかった。

本事件では、申立人2名が事件現場において被害女性に接触していること、婦女暴行容疑で逮捕されたこと、示談が成立して告訴が取り下げられ処分保留で釈放されたこと、起訴猶予処分を受けたことなどは事実として明白である。また、「容疑を認めている」との報道は、捜査当局の発表に基づいていることが認められる。

これらの事情を勘案すると、フジテレビが本件犯行の逮捕段階において、その容疑事実や、申立人2名が同容疑を認めたことを真実と信じたのはやむを得ず、したがって本件報道の基本的な事実関係については、事実誤認はな

かったものと判断する。

2. 演出と誘導、断定表現について

逮捕段階において容疑者を犯人と断定することや犯人視した報道が許されないことはいうまでもない。

申立人は、「容疑者、疑いという文言を使用しながら、“力づくで、しかも集団で、一人の女性を襲い、女性がどんなに大きな声を上げて、助けを求めたとしても”などと誘導し、逮捕者の犯罪が確定しているように視聴者に印象づけを行っている」などと主張している。

しかし、フジテレビの報道には、タイトルなど字幕の多くに「容疑」を表示し、コメントにも「容疑」、「疑い」などの表現を用いるなど、犯人視報道を避けようとする配慮もうかがえ、番組全体をみれば、犯人と断定しているとまではいえない。しかし、ワイドショーの中には、「力づくで一人の女性を襲う。その犯行現場となったのは、ラグビー部員のアルバイト先、カラオケボックスでした」など、司会者、リポーター、ゲストらの発言に、容疑段階であることへの配慮に欠ける表現もみられた。

3. 実名・顔写真について

容疑者の実名・顔写真は報道の真実性の裏付けとして、ニュースの基本要素であり、本件報道の場合も、事件の公共性、公益性からみて、実名、顔写真の使用は許されるものと判断する。

しかし、短時間に多数回、繰り返し放送することは、容疑者という呼称をつけたとしても、視聴者に対し、犯人ではないかという先入観を植え付ける危険をもたらしかねない。特に顔写真は、視聴者に強いインパクトを与えがちである。

これらを考慮すれば、逮捕段階における容疑者の実名や顔写真の報道、とりわけ顔写真の扱いについては、犯人視的な効果を持つことがないよう、慎重な配慮が求められる。

4. 結論と措置

本件は、大学ラグビー部員による集団レイプ容疑事件であって、社会的影響も重大であるから、その報道には公共性、公益性が認められる。

本件報道の基本的な事実関係は、警察発表に基づいたものであり、本件報道の主要部分に事実誤認があったとはいえない。しかし、ワイドショーの報道を見ると、犯人としての断定的な報道につながりかねない表現や顔写真の繰り返し使用などがみられ、申立人の名誉を毀損したとまではいえないが、

放送倫理上問題があったと判断する。なお、本件ワイドショーについては、犯人視報道であり名誉毀損に当たるとする少数意見があった。

ワイドショーの場合、司会者、リポーターはもとより、ゲストの意見であっても、犯人と断定するような表現をすべきではなく、未だ容疑段階であることを明確にする姿勢が求められる。ゲストに断定的な発言があった場合には、司会者やリポーターらが、容疑段階であることを伝えるフォローが必要である。

また、一方的な報道や犯人視的な報道に陥らないためには、警察発表に依存せざるを得ない第一報段階では無理としても、事件捜査の推移に従い、容疑者の家族や弁護士等に可能な限りの取材を試み、その言い分を伝える努力と工夫を払うべきである。裏付け取材が困難な場合には、容疑段階であることを考慮して、断定的なきめつけや過大、誇張した表現、限度を超える顔写真の多用を避けるなど、容疑者の人権にも十分に配慮した、慎重な報道姿勢が求められる。

以上の諸点を考慮し、本委員会は、フジテレビに対し、委員会決定の主旨を放送するとともに社内に周知徹底させ、今後の事件報道に当たっては、容疑者の人権により一層配慮することを要望する。

・ 審理経過

審理経過は別紙の通りである。（各局共通のため省略）